



旭川市国民健康保険運営協議会 の委員を募集します

応募期間 令和7年6月20日～令和7年7月22日

旭川市国民健康保険運営協議会とは？

旭川市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、法令に基づき設置されている市の附属機関です。

委員構成

3名の公募委員（旭川市国民健康保険の被保険者に限る。）のほか、医師、歯科医師、薬剤師、学識経験者、健康保険関係者の代表など合計10名で構成されています。

現在の任期（R4.7～）の主な取組

- ・国民健康保険料の減免規定や賦課限度額等の改定に関する審議
- ・出産育児一時金の改定に関する審議
- ・国民健康保険事業特別会計予算・決算の報告 など

※ 詳しくはこちらから →



応募について

裏面の応募要領をご覧ください。

お問い合わせ先・
応募用紙の提出先

旭川市 福祉保険部 国民健康保険課 国保管理係
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階
電話 0166-25-6287 FAX 0166-29-6404
Eメール kokuho@city.asahikawa.hokkaido.jp



応募要領

任期	委嘱の日（令和7年9月6日）から令和10年9月5日（3年間）
開催	年2回程度、平日の夜間に開催する予定です。 （所要時間：1～2時間程度） 会場は、市役所内の会議室を予定。
報酬	協議会1回の出席につき7,700円をお支払いします。 （所得税等を源泉徴収します。）

応募資格	次の条件をすべて満たす方 ・旭川市国民健康保険の被保険者（加入者）の方 ・昭和28年9月6日生まれから、平成19年9月6日生まれまでの方 （令和7年9月6日現在で18歳以上の方） ・国民健康保険に関心がある方 ・市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者に2つを超えて就任していない方（2つまでは可） ・市の市議会議員及び職員でない方
募集人数	3名（女性2名、男性1名） ※ 応募の状況によってはこの限りではありません。
応募期間	令和7年6月20日（金）～令和7年7月22日（火）【必着】
応募方法	・所定の応募用紙（市ホームページからもダウンロードできます。）に必要な事項と応募動機等を記入の上、持参、郵送、Fax、Eメールのいずれかの方法で国民健康保険課に提出。 ※ 応募用紙は返却いたしません。 ・電子申請フォーム（ https://logoform.jp/form/iLZf/1005217 ）から応募。 電子申請フォームはこちらから → 
選考方法	応募者が募集人員を超えた場合は、選考委員会で応募書類の審査を行い決定します。 選考結果は、後日、応募者全員に書面でお知らせいたします。 ※ 選考においては、市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に就任していない方を優先して選任します。